

公 示

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊契約科長 清田 哲也

下記のとおり公示します。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名：一般乗用旅客自動車供給
- (2) 契約期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日
ただし、契約は年度ごと締結し、契約締結は当該各年度の予算が成立し、本事業の予算示達がなされることを条件とする。

2 公募に応募する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」でD等級以上の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむ得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (7) 第5号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、（イ）について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

（ア）会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上滅殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 公募条件

- (1) 東京都特別区・武三交通圏の認可法人であること。
- (2) 深夜時間（午前1時～午前4時）に配車が可能であること。
- (3) 電子料金徴収システム（ETC）を設置していること。
- (4) 陸上自衛隊が契約を締結する複数の法人等において、使用可能な共通タクシーチケットを無償で発行及び納入できること。
- (5) 前項の共通タクシーチケットに係る事務手数料が無料であること。
- (6) 防衛省市ヶ谷庁舎近隣の住民等への迷惑行為及び防衛省市ヶ谷庁舎の各門付近における防衛省職員を乗車の対象とした付け待ちのための駐停車行為は禁止とする。

4 提出資料

- (1) 参加表明書
- (2) 認可書（初乗り料金、区間料金、加算額、手数料等がわかるもの）
- (3) 深夜時間（午前1時～4時）の配車可能車両数が確認できるもの（様式随意）
- (4) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）写し

5 公募への参加申し込みについて

公募に参加する者は、上記の提出資料を持参の上、下記の申込先に参加を申し込むこと。

- (1) 申込み先
〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町5-1
陸上自衛隊中央会計隊契約科（E-1庁舎6階 担当：上田）
電話 03-3268-3111（内線47568）
- (2) 定期公募
公示日から令和8年2月27日（金）13時00分まで
- (3) 随時公募
定期公募申込受付終了後～令和10年12月22日（金）13時00分まで

6 審査結果の通知

契約締結させることが適当と認められる者に対しては、審査結果合格通知書を送付する。審査不合格者に対しては、審査結果不合格通知書を送付する。

7 疑義の申立て

- (1) 審査結果に疑義がある者は、契約担当官等に対して、審査結果不合格の理由について以下により書面をもって説明を求めることができる。
ア 提出期限：審査結果不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）
イ 提出場所：5（1）に同じ。
ウ その他：書面による。
- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 疑義の再申立て

- (1) 疑義の申立てに対し書面による回答を受理してから3日以内（休日を除く。）に、書面により疑義の再申立てを行うことができる。
- (2) 契約担当官等は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 提出資料の提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料の作成、調査への協力に要する費用等は、提出者の負担とする。
- (2) 提出資料は、原則として返却しない。
- (3) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

10 指定の取消し

契約担当官等は、指定後において第3項の条件を具備していないと判断した場合は、その指定を取り消すことができる。

- (1) 契約担当官等は、指定業者の指定を取り消す場合は、その理由を付した文書により通知する。
- (2) 取り消しされた指定業者は、処分に対し疑義がある場合には、第7項及び第8項と同様の申立てを行うことができる。

参 加 表 明 書

件名：一般乗用旅客自動車供給

標記事業の契約に関して関心がありますので、参加を表明致します。なお、別添のとおり関係資料を添付致します。

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也 殿

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

㊞